⑸　契約変更の取り扱い　受注者が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については発注者が確認するが請負代金額の変更は行わない。
　ただし、不可抗力（地震、風水害等）によって、地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
　また、現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
⑹　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑺　配置予定技術者の確認　落札決定後、コリンズ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。
⑻　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
⑼　手続における交渉の有無　無。
⑽　契約書作成の要否　要。
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑿　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⒀　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒂　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Koji Ikeuti Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of the Takasegawa bridge in Kinki Express way Kisei-Route
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 21 October 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 8 January 2014 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 8 January 2014 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 8 January 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Kensaku Takenaka the first subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-City, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年9月20日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
　長崎川棚医療センター院長　宮下　光世
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　42
○第13904号（№13904）
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター外来管理棟・病棟建替整備工事
⑶　工事場所　長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005―１　独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター内
⑷　工事内容　本工事は外来管理棟、病棟の新築及び既存建物の解体を行うものである。
①　外来管理棟・病棟等新築（外来管理棟　ＲＣ／３Ｆ、病棟　ＲＣ／６Ｆ、エネルギー棟　ＲＣ／２Ｆ、渡り廊下　Ｓ／１Ｆ）延床面積約20,700㎡
②　既存建物解体　延床面積約14,900㎡
③　既存建物改修　研究検査棟及び作業療法棟
⑸　工期　約43ヶ月以内（最終完成工期は平成29年度予定）
⑹　使用する主要な資機材
①　コンクリート約15,500㎥、鉄筋約2,500ｔ、鉄骨約135ｔ、板ガラス約2,600㎡
②　高圧受変電設備3,250kVA、非常用発電機1,500kVA、ＵＰＳ設備100kVA、昇降機５基、小荷物専用昇降機２基
③　空冷ヒートポンプチラー40㎾（８ＨＰ）（ＭＲＩ用）、受水槽114ｔ、コンプレッサー（11㎾）２基、ＣＥ（３ｔ）１基
2　競争参加資格
⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。
①　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター院長から独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター外来管理棟・病棟建替整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。
②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。
⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
⑶　厚生労働省から九州沖縄ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、九州沖縄ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑷　厚生労働省から九州沖縄ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　平成15年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
①　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積2,800㎡以上の病院の新築又は増築
②　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積2,800㎡以上の病院の新築又は増築